

《 抜粋版 》

第5期芽室町  
総合計画  
2019～2026  
〔平成31年度〕 〔平成38年度〕

みんなで創り みんなでつなぐ  
ずっと輝くまち めむろ

\* 北海道芽室町



## みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ



広大な十勝平野のなか、豊かな大地に抱かれ、産業や観光、交通条件などに恵まれた本町は、先人の血のにじむような努力により発展し、現在まで農業を中心として、商業・工業・観光などと連携した産業振興と経済循環を受け継ぎ、明治33年の戸長役場の設置からまもなく120年を迎えようとしています。

今日、我が国の社会・経済情勢は、少子高齢化・人口減少の進行と都市部への人口の一極集中により、地方ではいわゆる「消滅可能性都市」の指摘や、生産年齢人口の減少による担い手や労働力不足による経済活動の停滞など、人口構造の変化に起因する影響をはじめ、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、あらゆる分野において、インターネットやAIなど、技術の進歩はめざましく、その進歩による社会の変化のスピードも大変速くなっています。

このような状況を踏まえ、本町では、まちづくりの指針として、平成31（2019）年度から平成38（2026）年度までの8年間を計画期間とした第5期芽室町総合計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、芽室町総合計画の策定と運用に関する条例に基づき、町議会に

よる第4期芽室町総合計画の検証結果や、町民の皆さんのニーズを反映するための町民アンケート、100名以上の参加をいただいたワークショップを実施し、これらを踏まえ、芽室町総合計画審議会による議論を行い、まちづくり意見募集（パブリックコメント）を実施したほか、隨時町議会への説明を行い、町民、議会及び行政が一体となって計画を検討し、芽室町自治基本条例及び芽室町議会基本条例に基づき、議会の議決を経て決定しました。

また、本町では、毎年度実施している行政評価による施策や事務事業の点検結果及び、町民との意見交換、住民意識調査などの住民意見をまちづくりに反映させており、第5期芽室町総合計画は多くの町民の皆さんのが関わり、長い年月をかけて策定した「みんなで創った計画」といえます。

計画の基本構想では、まちの将来像を『みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ』と定め、その実現のため5つの基本目標を掲げ、これまでの本町のまちづくりを引き継ぐとともに、さまざまな課題に対して、町民、議会、企業、団体、行政が一つになり、みんなで解決し、次の世代へつなぎ、ずっと暮らし続けられるまちづくりを本町の進むべき基本方向としたものです。

さらに前期実施計画は、まちの将来像の実現に向け、できるだけ具体的な内容を記載するとともに、目標値となる成果指標、方向性などを明記し、将来像に向けてどれだけ近づいたかを適宜検証・評価しながら見直すサイクルとしております。

私は、総合計画の実現に向け全力を挙げていく所存でありますが、計画の推進にあっては、町民の皆様、町議会、関係機関・団体等と行政が協働で取り組んでいくことが重要であります。町全体で進める「ずっと輝くまち」の実現に向けて、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、包括的連携協定に基づきアドバイスをいただきました北海道大学公共政策大学院 武藤俊雄氏、策定作業に携わっていただきました町民の皆様、御意見をお寄せいただいた皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

芽室町長 手島 旭

## 2 まちづくりの基本目標

第5期芽室町総合計画では、これまでのまちづくりの成果と特色を引き継ぐとともに、まちの将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、町民一人ひとりがまちへの愛着と誇りを持ち、ともに支えあい、いきいきと暮らし輝き続けられるまち「めむろ」を実現し、それを次の世代につなげていくことを目指します。

### 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

本町は、恵まれた気候や風土、肥沃な大地を基盤とした我が国有数の大規模畠作地帯による農業を中心とした町であり、先人から受け継がれたこの活力ある農業を基盤として、商業・工業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

国際的な経済連携や少子高齢化・人口減少による労働力不足などめまぐるしく変わる社会情勢や課題を的確にとらえ、国による農業政策の転換に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、労働支援体制の整備や農用地の担い手への集積、酪農基盤整備構想の実現、クリーン農業と計画的な土地基盤整備の促進、農業用水施設等の計画化とその着手など、足腰の強い農業振興及び森林の適切な維持管理と販路拡大を目指した地域林業の推進を図ります。

また、消費者と生産者を結びつける地産地消や地域の子どもたちが農業を知る食農教育など農業の応援団づくりを進め、地場産農畜産物の消費拡大はもとより、農業が生命と健康の基本であることの重要さと食の安全・安心に対する意識啓発、観光・交流の促進についても地域ぐるみで推進します。

さらに、商工業の振興は、まちづくりに重要な視点であり、新たな雇用の場の拡大やまちなかの再生、地域内経済循環などの課題に対し、交流の拠点となる中心市街地の賑わいづくりを進めます。

また、観光拠点・観光基盤の整備、地域資源を活かした観光振興、さらには新たな工業団地造成による企業誘致など総合的な取組を進め、農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

## 6 基本目標と政策（施策の大綱）

みんなで創りみんなでつなぐ ずっと輝くまち めむる

### 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

- 1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化
- 1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

### 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

- 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
- 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

### 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

- 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり
- 3-2 安心して子育てできるまちづくり
- 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実
- 3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

### 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

- 4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり
- 4-2 快適な都市環境づくりの推進
- 4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

### 5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

- 5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり
- 5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

## 基本目標1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

### 政 策

#### 1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

#### 1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

### 1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

本町の農業を取り巻く環境は、少子高齢化により毎年10戸前後の離農や経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化などで労働力が不足しており、基幹産業である農業を発展・持続させるための労働支援体制の拡充が重要な課題となっています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成37（2025）年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を45%と設定したほか、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、担い手への農地集積・集約化と農地の確保を明記しており、本町においても農業経営体の育成を継続し、経営能力や営農技術の支援などが必要になります。

また、これまで実践してきた環境に配慮した効率的な農業生産を担い手の方々及び関係機関・団体とともにさらに進め、農業の持続発展による安定した地域経済の推進を図ります。

農業生産の基盤となる農地については、地力の増進のための土づくり、計画的な土地基盤整備、農業用水施設等の計画化とその着手などを進め、安全・安心な農畜産物の供給と農業産出額の維持・向上を図るほか、環境負荷の低減に配慮した農業を推進します。

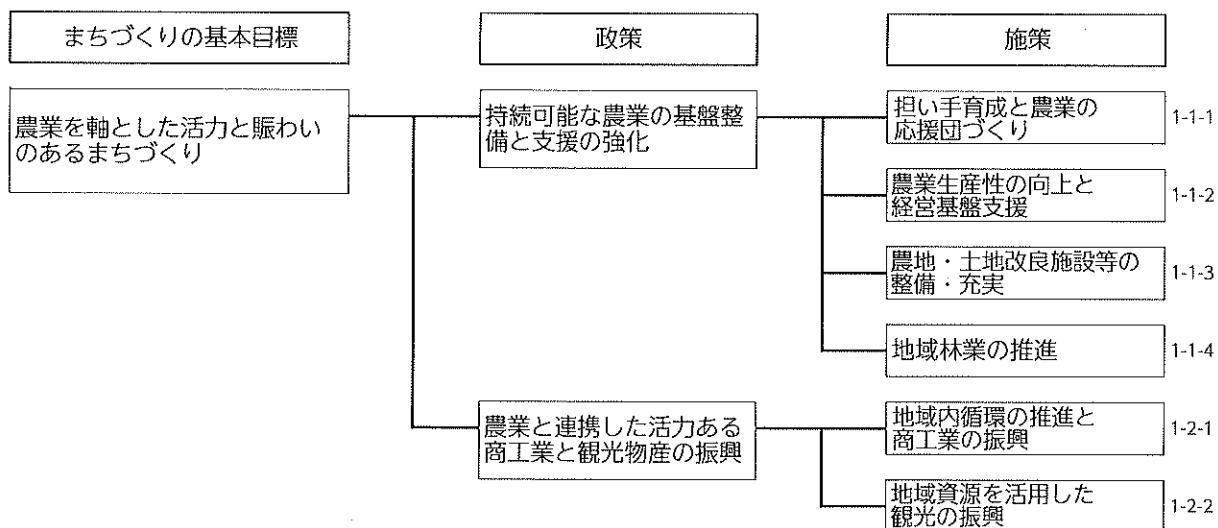
農業が生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることができるよう食育推進活動や地産地消などをとおして農業の応援団づくりを進めます。

また、地域農業を理解し、支える取組を生産者、関連事業者、消費者などと連携して進めます。

防風保安林などの町有林や、個人が所有する耕地防風林は農地の保全に有益であるだけでなく、農村景観を形成する要素となっています。森林認証制度への参画による木材の高付加価値化と、森林が持つ多面的機能の発揮のため、適切な森林整備を進めます。

## 基本目標 1

### 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり



政 策	1 - 1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化
施 策	1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり [主管課] 農林課
	1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援
	1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実
	1-1-4 地域林業の推進

## 1 - 1 - 1 担い手育成と農業の応援団づくり

### 1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、平成37年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、TPP11や日EU・EPA、米国との貿易交渉など、諸外国との連携協定や交渉状況を注視し情報収集したうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまで実施してきた「めむろまるごと給食」、「地産地消バスツアー」、「めむろ農業小学校」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

### 2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。



対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定、拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

### 3 施策の主な内容

#### (1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備

- 農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、経営能力や営農技術の強化を支援します。
- 農業経営体の大部分は家族経営であることから、雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業とも連携して構築します。また、研修施設、雇用者住宅などの整備を検討します。

#### (2) 芽室町農業再生協議会との連携（経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応）

経営所得安定対策による経営支援、TPP11、日欧EPAをはじめとする諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

#### (3) 食育・地産地消に関する事業の拡充（農業の応援団づくり）

- 町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」や「地産地消バスツアー」などは、運営体制や事業内容の見直しを行い、さらなる成果向上を目指します。
- 道外高校生の修学旅行受入で十勝・芽室農業の応援団づくりを進めている「農家民泊」について、「めむろ農家民泊研究会」への支援を継続し、教育委員会などとも連携しながら、同様の取組を町内児童・生徒などの「食農教育」として検討します。

#### (4) 耕地防風林造成支援対策

生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。また、支援対策とは別に全町的な防風林造成の考え方を整理し、効果的な防風林帯の整備について検討を進めます。

#### (5) 芽室町農畜産物のPRと販路拡大の支援

J Aめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、6次産業化への進め方や効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。

#### (6) (仮称) 芽室町農業振興計画の検討

本町独自の農業振興に関する(仮称)芽室町農業振興計画について、関係機関と協議して計画の策定を検討します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	58人 (H26~H29)	50人 (H31~H34)
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.6%	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	75.8%	80.0%

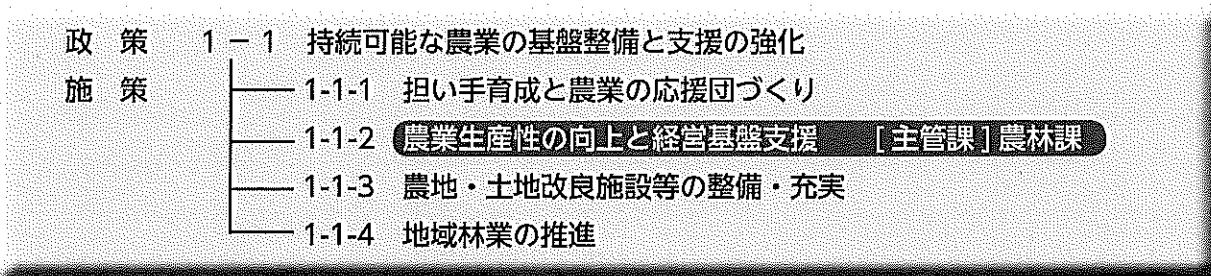
## 5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	農林課・農業委員会	➡			実施	→
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会	➡			実施	→
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課	➡			実施	→
食育・地産地消に関する事業の拡充	農林課	➡			実施	→
耕地防風林造成支援対策	農林課	➡			実施	→
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課	➡			実施	→

## 6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・労働支援体制の確立（通年雇用対策、住宅確保対策、情報連携）
- ・諸外国との経済連携協定などに関する情報収集と対策検討・実施
- ・食育に関する事業の拡充
- ・芽室町農畜産物のPRと販路拡大策の具体的実施支援





## 1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

### 1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業生産活動を目指す「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初より大幅に増加しており、エコファーマーの育成・認定も進んでいます。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。JAめむろと町が協力して運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への好影響や輪作体系の維持と土づくりの観点からも重要であり、今後も継続した支援が求められます。

また、農業従事者の高齢化などによる労働力不足への対応として、ICTを活用した農作業の省力化がさらに推進されることが予想され、通信環境の整備などの必要性も課題となります。

酪農・畜産部門では、飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理のためのバイオガス発電施設や労働負担の軽減と生産性向上を目指した哺育育成施設の整備、町営牧場の効率的な運営などの課題に対し、「芽室町における酪農基盤整備構想」に基づき、具体的な整備計画や運営体制の構築などを早急に進める必要があります。

### 2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。



対象	農業経営体 農業者で組織する団体(生産・加工・流通)
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のPRと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

### 3 施策の主な内容

#### (1) クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壤改良が必要であり、堆肥などの有機物の畠地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壤診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続して実施・支援を行います。

#### (2) 指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援

農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

#### (3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、平成30年度から平成33年度までの4年輪作を考え支援を継続しますが、並行して農業関係機関と連携し、作業受委託組織の検討など労働力の負担軽減に向けて検討を進めます。
- ・農業ICTの活用は急速に浸透していますが、関係機関と連携して研究も進めながら、必要に応じて通信基盤の整備などを検討します。

#### (4) 農作物有害鳥獣対策の強化

農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵設置支援、駆除員の継続配置、研究機関との連携などによる対策の検討を行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など、有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を図ります。また、有害鳥獣残滓等処理施設による駆除後の残滓処理の適正化を継続します。さらにはハンターの後継者対策を含め、抜本的・総合的対策を計画化し実施します。

#### (5) 「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現

- ・畜産・酪農の課題を整理した構想及び家畜ふん尿処理施設及び哺育育成施設の整備基本計画に基づき、早急な施設整備と供用を目指します。また、JAめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。
- ・家畜ふん尿処理対策については、1基の施設整備だけでは解決しないため、全町的な対策について計画を策定し、具体的な対応策の検討を行います。
- ・町営牧場の今後のあり方については、哺育育成施設と連動して検討する必要があり、JAめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①農業生産額	農業生産額 (農業再生協議会)	270 億円 (過去5年平均)	314 億円

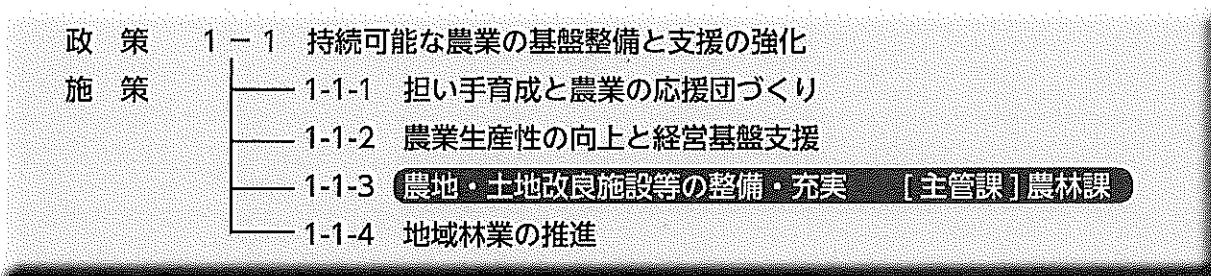
## 5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
クリーン農業と土づくりの推進	農林課	➡			実施	実施
指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援	農林課	➡		実施		実施
農業生産振興対策の継続	農林課	➡		実施		実施
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課	➡		実施		実施
「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現	農林課	➡		実施		実施

## 6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・クリーン農業と土づくりの継続
- ・堆肥センターの設備・機器などの計画的更新
- ・指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援
- ・てん菜作付面積の維持拡大
- ・農作業労働力の負担軽減
- ・農業ICTの活用
- ・農作物有害鳥獣対策の強化、自衛意識高揚、ハンターの後継者対策

III 実施計画



### 1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実

#### 1 現状と課題

本町農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畠作経営と酪農・畜産経営の専業化、近年の農業用水などを利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基幹産業として、関連企業の進出も含め地域経済に大きく寄与しています。

これまで本町は、農地・土地改良施設の整備・充実を図るため、明渠・暗渠などの排水対策、かんがい事業への取組、農道・農業用水路の整備、基幹水利施設（美生ダム）の維持管理などを計画的に進めてきました。

しかし、国営事業や道営事業で整備した農業用水施設や土地改良施設の維持管理は最終的に地元自治体が行うこととなり、その範囲は増大し、同時に施設・設備の老朽化も進んでいることから、維持管理体制の充実や管理予算の確保が重要な課題となっています。

また、近年は地震、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が全国的に頻発しており、本町においても平成28年8月の台風10号や平成29年9月の台風18号の激甚災害が連年で発生するなど、これまで想定できないような大規模災害がいつ起こるかわからない自然環境となっています。近年の台風災害による災害復旧事業については進捗していますが、特に被災農地の土づくりなどは長期的な観点で支援していくことが必要です。

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金制度」は地域による自主的な維持管理などの取組であり、農業基盤の維持管理の側面だけでなく、地域のコミュニケーションや地域づくりそのものにも有効な手法として支援を継続していく必要があります。また、粗飼料確保のための草地・飼料畑の造成・更新については、今後も継続して実施していく必要があります。

さらに長期的な視点では、干ばつや豪雨など極端な降雨状況に対応するため、農業用水施設の整備や軸線を意識した排水路の整備及び農業用水・排水施設の長寿命化を図ることが必要であり、これらの課題について、国営・道営の整備基準や事業制度などを理解し、各事業調査を踏まえ、各地域における意見交換や方向性の議論を進めていく必要があります。

#### 2 施策の方針

国・北海道への事業予算確保を要望し、計画的な土地基盤整備をすすめ安定的な農業生産を支援します。

【明渠施設】



対象	農地・土地改良施設・農業用水施設・農業経営体
意図	土地基盤の計画的整備が図られる 土地改良施設・農業用水施設の整備と適正な維持管理が図られる
結果	基幹産業である農業の生産基盤となる、農地・土地改良施設・農業用水施設を整備・管理することで、農業経営の安定化と農業生産出額の維持・向上を図る

### 3 施策の主な内容

#### (1) 土地基盤整備の推進

- 農業生産の基盤となる農地の整備については、北海道が事業主体となる「道営土地改良事業」に参画し、農村地域を巡回するかたちで計画的に整備を進めており、今後においても各地域における課題に応じた工種・事業量を定め、計画的に実施します。
- 緊急的な課題対応や比較的小規模な土地基盤整備は、「団体営事業」(主に市町村が実施主体)の「農地耕作条件改善事業」による整備を実施します。
- 農道補修事業については、農家戸数の減少や経営規模拡大により複数共同利用路線が減少していくことから、利用条件によっては、複数共同利用路線のほか一戸利用路線も対象とするなど、要件の見直しを検討します。

#### (2) 農業用水の安定供給

「国営かんがい排水事業 芽室川西地区」の実施により、美生ダムの機器更新・補修や小水力発電施設の整備などを進め、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。また、帯広市と連携し「維持管理協議会」の設立と新たな管理体制の準備を行います。

#### (3) 農業排水施設の保全・整備

老朽化した施設の保全や明渠排水路の再整備に向けて、町内全域の現状把握や地域ごとの意見交換を行い、条件が整った地域において具体的な地区調査などを進めます。

#### (4) 土地改良施設の維持管理

- 各地区環境保全組合で進められてきた「多面的機能交付金」を活用した活動を継続し、地域による土地改良施設の維持管理活動を支援します。
- パトロール強化による施設確認や修繕などにより、長寿命化や防災・減災に結びつく適正な維持管理に努めます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①土地改良事業整備済み面積	土地改良事業一覧表による面積	19,061ha	20,588ha
②良好に管理されている明渠施設の延長	農林課調べ	226km	233km
③利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	430km	432km

### 5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
土地基盤整備の推進 道営土地改良事業参画事業	農林課	➡ 実施				➡
農業用水の安定供給 農業用水施設維持管理事業	農林課	➡ 実施				➡
農業排水施設の保全・整備 土地改良施設維持管理事業	農林課	➡ 実施				➡
多面的機能支払 支援の継続 土地改良施設維持管理事業	農林課	➡ 実施				➡

## 6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・国営かんがい排水事業 芽室川西地区の推進（維持管理協議会の設立と運営体制の確立）
- ・小水力発電供用開始による維持管理費用の低減
- ・屈足ダム（十勝川左岸地区）の機器更新、用水路の補修
- ・明渠排水路再整備の計画化と事業実施
- ・明渠排水路施設未整備地区における基幹的排水路の計画化検討

